

八幡市生活情報センターだより

令和6年1・2月

第62号



マスコットキャラクター クーリン君

賃貸住宅 どっちが払う？ 修繕費用

賃貸住宅を退去するとき、借りた人（借り主）は「原状回復」をする義務がありますが、日常の暮らしでできる傷み「通常損耗」や、「経年変化」については貸し主の負担とされています。国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」⇒



貸し主の負担(例) 通常損耗・経年変化	借り主の負担(例) 通常の使用方法を超える使い方によるもの
<ul style="list-style-type: none">▼畳やクロスの変色、フローリングの色落ち(日照などの自然現象によるもの)▼家具による床、カーペットのへこみ▼冷蔵庫の後ろの壁にできる黒ずみ▼壁に貼ったポスターの跡、画鋲等の穴▼エアコン設置による壁のビス穴、跡	<ul style="list-style-type: none">▼結露を放置して拡大したカビ、シミなど▼掃除や手入れを怠ってできた汚損▼引っ越し作業で付いた傷▼タバコなどのヤニの汚れ▼ペットによる汚れや傷▼壁などの落書き

入居中の修繕は貸し主に相談してから行いましょう

ガイドラインでは、ハウスクリーニングは、借り主が通常の掃除をしている場合は貸し主の負担となっていますが、契約書の特約で借り主負担になっていると、特約が有効です。契約前によく確認しましょう。

- 契約前に、借り主負担になるところを確認し、納得してから契約しましょう。
- 入居・退去の際、貸し主や仲介業者と一緒に住宅の現状を確認して、写真や記録を残しましょう。
- 入居中に設備の故障や損傷があれば、すぐに貸し主に相談しましょう。
- 修繕費用を請求されたら、納得できない点は貸し主に説明を求めましょう。
- 困ったときは生活情報センターにご相談ください。



困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

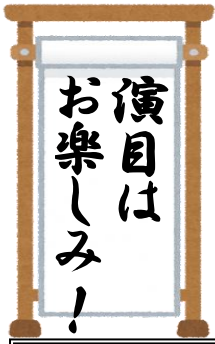
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00

13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)

〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟



落語家 桂南光さん 来る!



楽しく学ぼう、撃退! 悪質商法

だまされたらアカン!

参加費
無料!

消費者被害の未然防止をテーマに、
生活情報センター寄席を開催します。

日時：令和6年3月20日（水・祝）

会場：八幡市文化センター 小ホール

開場：午後1時

開演：午後1時30分（4時終演予定）

定員：300名（応募多数の場合は抽選）

桂南光さん、桂米二さんほかによる落語会
と、桂南光さん、二之宮義人弁護士ほかによる
トークショーをお楽しみください。

【制作協力】株式会社米朝事務所



参加ご希望の方は、往復はがきに必要事項をご記入の上お申し込みください。

申込資格は、**八幡市在住の中学生以上**です。はがき1枚につき2名まで申し込むことができます。【お1人1回】の申し込みです。重複しての申し込みは【無効】となります。

往信面（表）

返信面（裏）

返信面（表）

往信面（裏）

<input type="checkbox"/> 郵便往復はがき 〒614-8373 往信 八幡市男山八望 3-1 B51棟 八幡市生活情報 センター宛	入場整理券に なりますので、 何も記入しないで ください。
--	--

<input type="checkbox"/> 郵便往復はがき ご自分の〒 返信 ご自分のご住所 お名前	寄席 入場希望 申込人数（ ）名 1 氏名（年齢） 住所・電話番号 2 氏名（年齢） 住所・電話番号
---	---

2名まで

締め切り 令和6年2月13日（火）必着。応募多数の場合は抽選のうえ、決定。
返信はがきが入場整理券となります。令和6年3月上旬にはがきを発送します。

※ご来場には、公共交通機関をご利用ください。